



茨城県

受験前に必ず新型コロナウイルス感染症への対応 (P. 6)についてご確認ください

令和2年度 茨城県職員(職業訓練指導員・歯科衛生士) 採用選考案内



令和2年7月3日
茨城県人事委員会
茨城県総務部人事課

職業訓練指導員(大学卒業程度)及び歯科衛生士(短大卒業程度)を採用するための茨城県職員採用選考を次のとおり行います。

- 選考日 令和2年8月23日(日)
- 受付期間 令和2年7月3日(金)～8月7日(金)
 - ※ 持参を極力避け、郵送により申込すること
 - ※ 郵送の場合は、受付最終日の消印有効
 - ※ 持参する場合は、受付期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	採用時の勤務場所及び主な職務内容
職業訓練指導員(情報系)	1名程度	県立産業技術短期大学校で、職業訓練の指導等の業務に従事します。
歯科衛生士	1名程度	知事部局等の本庁又は保健所で、主に歯科口腔保健を推進するための相談指導、歯科疾患予防等の業務に従事します。

- ※1 採用予定人員については、変更になる場合があります。
- ※2 「採用時の勤務場所及び主な職務内容」については、採用時の予定です。その後の人事異動により、上記勤務場所以外での業務に従事していただく場合があります。
なお、職業訓練指導員(情報系)で採用された人が県立産業技術専門学院の業務に従事する場合は、職業訓練指導員の免許を有する必要があります。

2 受験資格

<職業訓練指導員(情報系)>

次のいずれにも該当する人が受験できます。

- (1) 昭和61年4月2日以降に生まれた人
- (2) 次のア～イのうち、いずれかに該当する人

- ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。大学院及び職業能力開発促進法に基づく大学校を含む。以下同じ。）において、電気・電子系、情報系、機械系のいずれかを専攻し、博士若しくは修士の学位を取得している等、茨城県立産業技術短期大学校の指導員に関する条件（別紙参照）に該当する人
- イ 学校教育法に基づく大学において、電気・電子系、情報系、機械系のいずれかを専攻し、博士若しくは修士の学位を令和3年3月31日までに取得見込みの人

< 歯科衛生士 >

次のいずれにも該当する人が受験できます。

- (1) 平成3年4月2日以降に生まれた人
- (2) 歯科衛生士の免許を有する人、又は令和3年3月31日までに取得見込みの人

注) 上記の受験資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 平成11年改正以前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 選考の日時及び会場

日 時	会 場
令和2年8月23日（日） ・ 開 場 午前8時40分頃 ・ 説明開始 午前9時00分 ・ 教養考査 午前9時10分～午前11時10分 ・ 適性検査 午前11時20分～午後0時10分 ・ 論文考査 [※] 午後0時55分～午後1時55分 ・ 口述考査 [※] 午後2時10分～	茨城県水戸合同庁舎 水戸市柵町1-3-1

※ 受験票は受付後、令和2年8月18日（火）までに到着するように郵送しますが、それまでに到着しない場合には、茨城県人事委員会事務局にお問い合わせください。

※ 教養考査の成績が一定基準以上の人のみ論文考査及び口述考査を実施します(適性検査終了後に結果を発表します)。

※ 口述考査は受験番号順に行いますので、終了時刻は受験者によって異なります。

※ 選考会場への自動車の乗入れは厳に禁止します(選考会場の駐車場は利用できません)。

※ 災害や新型コロナウイルス感染症の状況等により、やむを得ず試験会場や日程等を変更する場合があります。その場合は、受験申込者に電子メールでお知らせするとともに、茨城県ホームページ「採用試験等情報」等でお知らせしますので、試験前に必ず確認してください。(P6参照)

4 選考の方法

項目	方法	内容
教養考査 (職業訓練指導員)	択一式 (2時間)	公務員として必要な一般的知識及び知能等について、大学で履修した程度の問題を出題します。
教養考査 (歯科衛生士)	択一式 (2時間)	公務員として必要な一般的知識及び知能等をみます。
論文考査	記述式 (1時間)	文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。
口述考査	個別面接	主として人物についての評定を行います。
適性検査		通常の職務遂行に必要な適性の有無等について検査します。
資格調査		受験資格の有無等について調査します。

5 受験手続

(1) 受験申込 (郵送又は持参による方法のみ)

申込方法	<p>次の書類に必要事項を記入し、茨城県人事委員会事務局に郵送するか、又は持参してください。なお、<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参を極力避け、郵送による申込みをお願いします。</u></p> <p>【職業訓練指導員（情報系）】</p> <p>(1) 履歴書（県所定の様式（職種共通））</p> <p>(2) 研究・業績調書（県所定の様式）</p> <p>(3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書（在学中の人にあつては、卒業見込証明書及び成績証明書）</p> <p>【歯科衛生士】</p> <p>(1) 履歴書（県所定の様式（職種共通））</p> <p>(2) 歯科衛生士の免許の写し（取得済みの人のみ）</p> <p>(3) 卒業（修了）証明書（見込証明書）及び成績証明書（令和3年に実施される国家試験において免許取得見込の者のみ）</p> <p>※ 履歴書等の用紙は、茨城県人事委員会事務局のホームページからダウンロードできます。</p> <p>※ 郵送で申込み際は、申込みの封筒の表に「選考申込」と朱書きし、必ず郵便局の窓口で「簡易書留」の手続をとってください。</p>
申込先	茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
受付期間	<p>【郵送の場合】 7月3日（金）～8月7日（金）（消印有効）</p> <p>【持参の場合】 7月3日（金）～8月7日（金）</p> <p>※ <u>持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日）は受け付けできません。また、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。</u></p>

(2) 選考当日に持参するもの

- ①住民票記載事項証明書※ ②HBの鉛筆又はシャープペンシル ③消しゴム ④鉛筆削り ⑤黒色のボールペン ⑥飲物及び昼食 ⑦マスク ⑧ティッシュ

※ 住民票記載事項証明書は、茨城県人事委員会事務局のホームページからダウンロード及び印刷(A4サイズ縦・両面)し、様式裏面の注意事項をよく読んだ上で、所要事項を記入し、市区町村で証明を受けたものを提出してください。

6 合格者の発表

令和2年9月1日(火)午後1時(予定)

茨城県人事委員会事務局のホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。※不合格者への通知は行いません。

7 採用予定年月日

令和3年4月1日以降を予定しています。

※ 採用は原則として令和3年4月1日以降ですが、場合によってはそれ以前に採用されることがあります。

※ この選考に合格しても、受験資格に該当しないこととなった場合(博士又は修士の学位を取得しない人、茨城県立産業技術短期大学の指導員に関する条件(別紙参照)に該当しない人、所定の日までに歯科衛生士免許を取得しない人等)は採用されません。

8 選考結果の簡易開示

この採用選考の結果については、「茨城県個人情報保護に関する条例」に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を希望する場合は、選考時に交付する受験票控又は本人確認ができる顔写真付きの証明書(運転免許証、学生証等)を持参してください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

開示請求できる人	開示内容	開示できる期間	開示場所
選考受験者全員	各選考の得点及び総合得点 適性検査の適否、総合順位	合格発表日から1 か月間	人事委員会事務局 (8:30~17:15) ※土日祝日を除く

※ 開示請求できる人は、本人及びその法定代理人(未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限る)のみになります。

9 給与、勤務時間、休暇制度

(1) 給与は、職員の給与に関する条例、規則により支給されます。例えば、大学又は短大を卒業後、直ちに採用された場合の給与月額(令和2年4月1日現在。地域手当6%を含む。)は、以下のとおりです。

○職業訓練指導員……………200,022円(大学卒)

○歯科衛生士……………195,782円(短大3卒)

- ・ 上記金額は、資格を所持し、又は学歴区分に属する学校を卒業した場合の額で、職務経歴等がある場合は、所定の額が加算されます。

- ・ このほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
 - ・ これらの額は、条例改正等によって変更されることがあります。
- (2) 勤務は、原則として週5日（完全週休2日制）で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分です。
- (3) 年次有給休暇は、1年につき20日間（ただし、4月採用の場合は、採用年のみ15日）で、年休の残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます（年間最大40日）。
- また、5日間の夏季休暇があります。このほか、育児休業、特別休暇（結婚、忌引等）があります。

10 その他

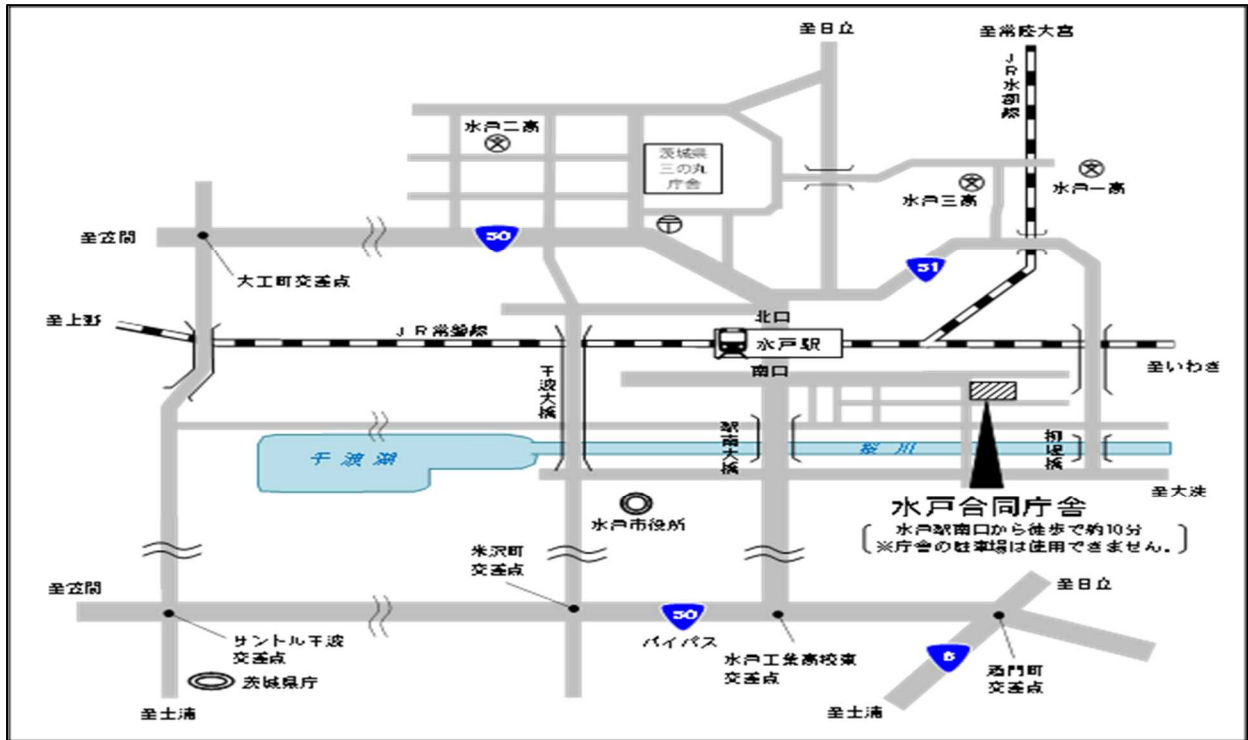
(1) この選考についての問い合わせ先等

選考に関すること	職務内容及び受験資格に関すること
<p>茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内 電話 029-301-5549 FAX 029-301-5559 E-mail saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  茨城県ホームページ 「採用試験等情報」 </div> <div style="text-align: center;">  ツイッター (@ibaraki_saiyou) </div> </div>	<p>茨城県総務部人事課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内 電話 029-301-2278 FAX 029-301-2289 E-mail jinji-jinji@pref.ibaraki.lg.jp</p>

※ 茨城県人事委員会事務局ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiin/>)及び総務部人事課ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/jinji/>)で、この選考についての情報を提供するとともに、提出書類（様式）をダウンロードできます。

(2) 選考会場

茨城県水戸合同庁舎（水戸市柵町1-3-1）



新型コロナウイルス感染症への対応について注意事項

選考当日は、感染予防のため以下の点に留意のうえ受験してください。

- ▶ 以下の方は他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えるようお願いします。
 - ①新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
 - ②保健所から「濃厚接触者」として健康観察の指示を受けている方
 - ③選考当日までに発熱や咳などの風邪症状が続いている方なお、これらを理由とした欠席者向けの再選考は予定しておりません。
- ▶ 感染予防のため、必ずマスクを持参・着用するとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。
- ▶ 選考会場にアルコール消毒液を設置しますので、こまめな消毒をお願いいたします。なお、携帯用のアルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。
- ▶ 選考室は換気のため、選考中も適宜窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- ▶ 今後の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、選考の延期や会場変更等を行う場合があります。茨城県ホームページ「採用試験等情報」及び茨城県人事委員会ツイッター (@ibaraki_saiyou) に掲載しますので、必ず選考前に確認のうえ受験してください。
- ▶ 選考後2週間以内にPCR検査等により新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合は、必ず人事委員会事務局へご連絡ください。

○ 茨城県立産業技術短期大学の指導員に関する条件

- (1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第36条の5に規定する長期養成課程，短期養成課程(規則第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。)に係るものに限る。以下この号において「短期養成課程」という。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあつては，専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認めるものに限る。)
- (2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む。)を有する者若しくは規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。)附則第5条に規定する研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者
- (3) 学校教育法第1条に規定する大学又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学若しくは職業能力開発総合大学若しくは法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学(以下「大学等」という。)において，教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (4) 大学等において，准教授，専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (5) 大学等において，助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (6) 大学等において，3年以上助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (7) 研究所，試験所等に5年以上在職し，研究上の業績がある者
- (8) 3年以上教育訓練に関する指導の経歴を有する者
- (9) 10年以上(規則第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る同条に規定する短期養成課程にあつては，法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は規則第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であつて，職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修したのものに限る。)若しくは学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者又は改正省令附則第5条に規定する長期課程の指導員訓練を修了した者(以下「実務経験者」という。)であつて，5年以上)の実務の経歴を有する者